

□ 支援制度

宅地所有者等の皆様が行う滑動崩落防止工事の実施にあたっては、さまざまな支援制度があります。

■ 滑動崩落防止工事に対する助成制度

造成宅地防災区域の指定または宅地造成工事規制区域内における勧告が行われた区域の宅地所有者等が行う滑動崩落防止工事（16～18ページ参照）に対して、その費用の一部を補助する制度があります。詳しくは、国土交通省、都道府県等にお問い合わせください。

【助成要件】

次の①～③の全てに該当する大規模盛土造成地において実施される工事（工事を行うための地盤等調査および設計費を含む）で、地方公共団体がその費用の一部を補助する場合

- ①滑動崩落するおそれのある盛土部分の面積が3,000㎡以上であること
- ②①の盛土上に存在する家屋が10戸以上であること
- ③滑動崩落により次のイ又はロの施設に被害が発生するおそれがあること
 - イ 道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道）、河川、鉄道
 - ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路

【交付率】

1/4

■ 住宅金融支援機構の融資制度

造成宅地防災区域や宅地造成工事規制区域内において、地方公共団体から勧告や改善命令を受けた宅地所有者等に対し、滑動崩落防止工事に必要な資金の融資を行う制度です。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

住宅金融支援機構のホームページ

<http://www.jhf.go.jp/>

宅地防災工事資金融資について掲載されているページ

<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/shinchiku/takuchi/index.html>

住宅金融支援機構のお客コールセンター

0570-0860-35

営業時間9:00～17:00 ※土・日も営業しています。（祝日、年末年始を除く）

■ 雑損控除（所得税）

雑損控除とは、災害などによって資産に損害を受けた方々に対し、一定の金額の所得控除を認める制度です。造成宅地防災区域の指定または宅地造成工事規制区域内における勧告が行われた区域で、宅地所有者等が行う滑動崩落防止工事の費用は、災害関連支出として雑損控除の対象となります。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/index.htm>

災害や盗難などで資産に損害を受けたとき（雑損控除）について掲載されているページ

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1110.htm>

□ Q & A

● 1次調査

Q1 なぜ、今、盛土の調査を行うのですか？

A これまでは、地震による盛土の滑動崩落のメカニズムがわかりませんでした。発生した現象や事例に基づく近年の研究により、そのメカニズムが解明されてきたためです。

Q2 過去に宅地造成等規制法などに基づき許可を受けた土地において、なぜ調査を行うのですか？

A 大規模盛土造成地における滑動崩落のメカニズムは、平成7年（1995年）の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成16年（2004年）の新潟県中越地震の被害事例の分析により初めて明らかになったものです。これらの分析から滑動崩落の危険性を評価し対策を行うための技術的知見が得られたことなどから、平成18年（2006年）に宅地造成等規制法が改正されたことに基づき、滑動崩落により、お住まいの宅地に被害を及ぼすおそれのある区域を指定するための調査を行うこととなりました。この調査は、新しい知見に基づく調査ですので、過去において当時の技術基準に適合し許可を受けた土地であっても、調査の対象となる場合があります。

Q3 過去に許可を受けた大規模盛土造成地でも滑動崩落のおそれがあるのですか？

A 過去において当時の技術基準に適合し許可を受けた土地であっても、新しい知見に基づく調査により、大きな地震で滑動崩落のおそれがあると判断される場合があります。

□ Q & A

● 大規模盛土造成地マップの公表

Q1 なぜ大規模盛土造成地マップを公表するのですか？

A 大規模盛土造成地マップの公表は、市内の大規模盛土造成地のおおむねの分布を示し、盛土造成地は身近に存在するものであることを住民の方々に知っていただくこと、また宅地耐震化推進事業へのご理解、ご協力をいただき、事業の円滑な推進を図ることを目的としています。

Q2 大規模盛土造成地マップが公表されましたが、自分の家の敷地が該当するのかわかるのですか？

A 1次調査においては、造成前と造成後の地形図などを重ね合わせて大規模盛土造成地（8ページ参照）を抽出します。その結果を大規模盛土造成地マップとして公表しますが、重ね合わせに用いる地形図などは、1/2,500～1/10,000の縮尺であり、また重ね合わせに伴う誤差もあることから、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示すものであり、基本的に個々の敷地まで特定するものではありません。さらに詳細については2次調査において検証されます。

Q3 大規模盛土造成地マップで該当する箇所は全て危険なのですか？

A 大規模盛土造成地マップは、1次調査において、造成前と造成後の地形図などを重ね合わせて大規模盛土造成地（8ページ参照）を抽出し、その大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模をとりまとめたものであり、これらの地震時における安全性の検証は2次調査で行います。したがって、大規模盛土造成地マップで示された箇所全てが危険というわけではありません。

● 2次調査

Q1 盛土の調査で、個々の敷地の安全性の確認をしてもらえるのですか？

A 変動予測調査においては、ひとまとまりの盛土宅地を対象とし、地震時に滑動崩落の発生のおそれがあるかないかを評価します。したがって、ひとまとまりの盛土の中にある個々の敷地に対して安全性の検証を行うものではありません。

Q2 自宅の裏山が危険な状態です。調査してもらえますか？

A 宅地耐震化推進事業で行う調査は、盛土造成地の調査です。自然のままの地形は、この調査の対象ではありません。お住まいの地方公共団体へお知らせください。

□ Q & A

● 滑動崩落防止工事

Q1 なぜ、滑動崩落防止工事を宅地所有者等が行わなければならないのですか？

A 滑動崩落が発生すると、その宅地だけでなく、周辺に対しても甚大な被害を及ぼす場合があります。造成宅地防災区域の指定などが行われた場合に、造成宅地防災区域内の宅地所有者等には滑動崩落が発生しないよう必要な対策を講じるよう努めなければならない義務が発生します。また、宅地造成工事規制区域内において勧告された宅地所有者等も同様です。

Q2 滑動崩落防止工事の設計などに要する費用を支援する制度はあるのですか？

A 宅地耐震化推進事業（滑動崩落防止工事）においては、工事に必要な地盤等調査、設計および工事に要する費用に対する助成を受けられる場合があります。詳しくは、本書21ページや国土交通省・都道府県等にお問い合わせください。

Q3 滑動崩落防止工事で擁壁の設置例がありましたが、擁壁では、大規模な滑動崩落が起きた場合、盛土を押し返すことはできないのでしょうか？

A 2次調査の結果によっては、擁壁工を単独で採用できない場合があります。それぞれの造成地の地形や盛土の形状などによって、工事の方法は異なります。

● その他

Q1 滑動崩落防止工事によって設置した施設の維持管理は誰が行うのですか？

A 維持管理は、滑動崩落防止工事によって施設を設置した者が管理することが原則です。したがって工事によって設置した施設の効果を適切に維持するために、工事の計画を策定するうえでは維持管理コストを含めて慎重に工法を選択することが必要です。

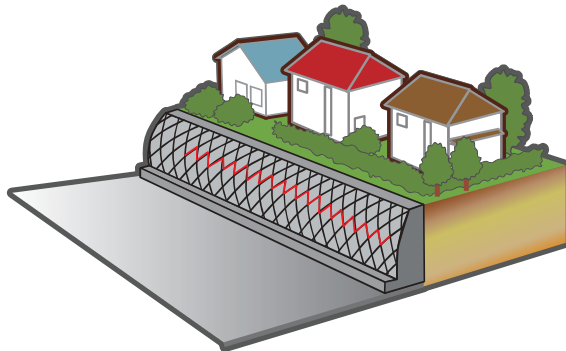
Q2 水抜き穴から水が出てこないのですが、大丈夫でしょうか？

A 災害を未然に防止するためには、日頃からお住まいの宅地や周辺の擁壁を点検していただくことが大切です。水抜き穴が詰まっていないか、確認してください。

□ わが家の宅地チェックポイント

宅地における災害を防ぐためには、宅地所有者等の皆様が、日頃から自らの宅地や周辺の擁壁などに目を配り、点検しておくことが大切です。以下のチェックポイントを参考に点検することによって、滑動崩落など宅地被害の前兆となりうる異常を早く発見することができます。

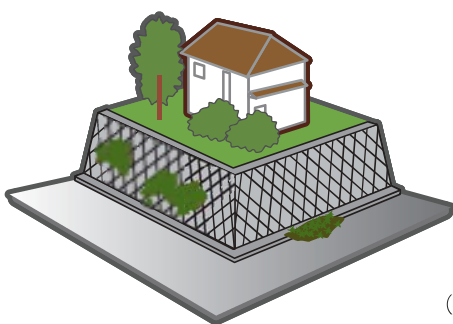
○擁壁の長い区間で変状（ハラミ出しや水平亀裂）が見られる。



長い亀裂

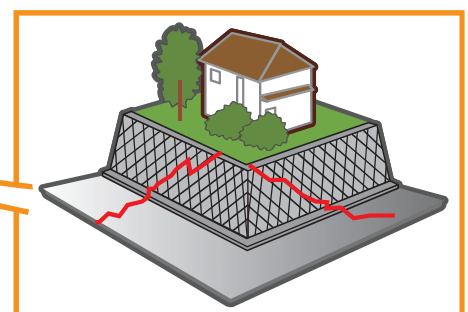
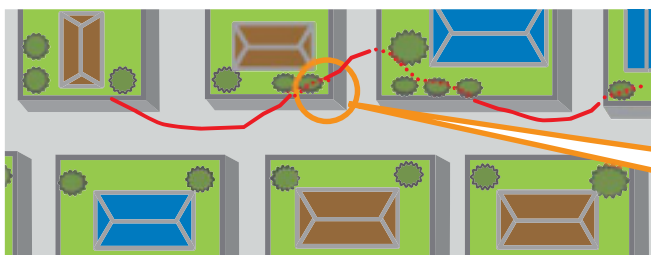
(提供：社団法人 全国宅地擁壁技術協会)

○擁壁がいつも水のしみ出しにより濡れている、コケが生えている。



水がしみだしている擁壁 湧水部分にコケが生えている擁壁
(提供：社団法人 全国宅地擁壁技術協会)

○宅地地盤（道路や側溝を含む）・擁壁の変状が連続している。

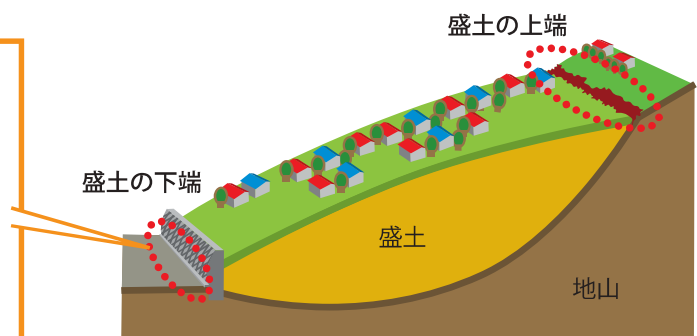


○盛土の範囲が特定されている場合、盛土の上端と盛土の下端の部分の擁壁などに変状が見られる、湧き水がある。



擁壁下端のハラミ出し

(提供：社団法人 全国宅地擁壁技術協会)



□ 用語集

か | 切土（きりど）

土地を利用しやすくするために、斜面などを切り取り平らな地面をつくる行為です。

さ | 震度（しんど）

地震が起こったときの、ある地点でのゆれの大きさを表したものです。震源からの距離や地盤の状況の違いなどによって、大きさが異なります。

造成宅地防災区域（ぞうせいたくちぼうさいくいき）

宅地造成に伴う災害で、相当数の居住者などに危害を生ずるもののうち発生のおそれ大きいひとまとまりの造成宅地（附帯する道路などを含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であって、次のいずれかに該当するものです。関係市町村長の意見をきいて、都道府県知事等が指定します。

- ①安定計算によって、地震力および盛土の自重による盛土の滑り出す力とその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの
- ②切土または盛土をした後の地盤の滑動、擁壁の沈下、崖の崩落などの事象が生じているもの

た | 宅地造成工事規制区域（たくちぞうせいこうじきせいくいき）

宅地造成工事によりがけ崩れなどの災害が生ずるおそれがあるとして指定された区域です。区域に指定されると、宅地造成に関する工事について、一定の規制がかかります。

宅地造成等規制法（たくちぞうせいとうきせいほう）

宅地造成に伴うがけ崩れまたは土砂の流出による災害の防止のために必要な規制を行うことにより、国民の生命および財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする法律です。

宅地耐震化推進事業（たくちたいしんかすいしんじぎょう）

大地震時に、大規模に盛土造成された宅地の被害を防止するため、地震時の宅地の安全性の調査（大規模盛土造成地の変動予測調査）や被害を防止する対策を推進する事業です。

□ 用語集

は 被災宅地危険度判定制度（ひさいたくちきけんどはんていせいど）

大規模な地震などの災害時に、宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するために、平成9年（1997年）に創設された制度です。判定士が被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。判定の結果は、危険度に応じた3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも危険度を識別できるようにします。

表面波探査試験（ひょうめんはたんさしけん）

機械や木製のハンマーなどを用いて地盤に人工的な振動を発生させ、地震波の一種である表面波を測定・解析して、地盤の固さを推定する調査です。

変動予測調査（へんどうよそくちょうさ）

大規模盛土造成地を対象とし、滑動崩落に対する安全性を確認するための調査で、資料調査や現地での土質・地下水・断面形状の調査、安定計算などを行うものです。盛土の面積が3,000㎡以上の宅地もしくは勾配が20°以上の急傾斜地で高さ5m以上の盛土を行った宅地（大規模盛土造成地）を対象としています。

ボーリング調査（ぼーりんぐちょうさ）

掘削用機械によって地中に穴をあけ、土を採取して、地層の構成を調査する方法です。

ま マグニチュード（まぐにちゅーど）

地震が発するエネルギーの大きさを表すものです。

盛土（もりど）

土地を利用しやすくするために、谷間や斜面などに土を盛り平らな地面をつくる行為およびその際に盛った土で造成された宅地を指します。

わが家の宅地安全マニュアル 滑動崩落編

平成 22 年（2010 年）2 月

編集・発行

国土交通省 都市・地域整備局 都市・地域安全課 都市・地域防災対策推進室

- 本書に掲載した写真提供にご協力いただきました。
 - ・表紙：「新潟県中越地震における滑動崩落の被害」有限会社太田ジオリサーチ
 - ・14ページ上段左下・右下、17ページすべて、18ページ左上・左下、25ページ中段右：日本工営株式会社
- 本書の全部または一部の無断複写転載を禁じます。

お問い合わせ

.....

国土交通省

都市・地域整備局 都市・地域安全課 都市・地域防災対策推進室	03-5253-8111
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課	011-709-2311
東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	022-225-2171
関東地方整備局 建政部 都市整備課	048-601-3151
北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	025-280-8880
中部地方整備局 建政部 都市整備課	052-953-8573
近畿地方整備局 建政部 都市整備課	06-6942-1141
中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	082-221-9231
四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	087-851-8061
九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	092-471-6331

内閣府

沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-0031
--------------------------	--------------